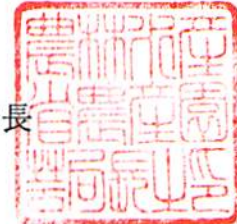




9農産第8481号
平成9年11月13日

横浜植物防疫所長 殿

農産園芸局長



アメリカ合衆国産クルミの核子に関する植物検疫実施細則の一部
改正について

今般、アメリカ合衆国産クルミの核子に関する植物検疫実施細則（昭和61年
3月25日付け61農産第1521号農産園芸局長通達）の一部を別紙のとおり改正し
たので、了知の上、遺憾のないようにされたい。

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>6</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示 〔略〕</p> <p>(2) 仕向地の表示</p> <p><u>ア</u> FOR JAPAN</p> <p><u>イ</u> 日本向け</p>	<p>6</p> <p>(ア) 輸出植物検疫終了の表示 〔略〕</p> <p>(イ) 仕向地の表示</p> <p>FOR JAPAN</p>